

利用料金表

(平成28年4月1日改定)

1 専用利用の利用料金表

※ ()内は、高校生以下及び利用者の過半数が障がい者である団体の料金

区 分	利 用 料 (円)				備 考	
	9時から 12時まで (午前)	13時から 17時まで (午後)	18時から 21時まで (夜間)	特別利用時間 (1時間につき)		
グローリー道場 (第1道場)		13,100 (6,550)	17,500 (8,750)	19,500 (9,750)	6,600 (3,300)	1 営業行為に利用及び入場料その他これに類するものを徴収する場合は別途料金を加算した額とする。 2 高校生以下の団体が、グローリー道場又は帝京科学大学道場を利用する場合の利用料金は、定額の2分の1の額とする。 3 テレビ又はラジオの中継放送を伴う場合は、左欄に掲げるそれぞれの額又は1若くは2に算出したそれぞれの額に、テレビ中継にあっては10,000円、ラジオの放送にあっては5,100円を加算した額とする。 4 道場を準備又は後始末のために利用する場合は、左欄に掲げるそれぞれの額又は2により算出した額の10分の3の額とする。また、10円未満端数が生じた場合は、切り捨てる。 5 「特別利用時間」とは、教育委員会が必要であると認めて、開館時間を変更したときの9時から21時まで以外の利用時間をいう。 6 障がい者割引制度あり。
帝京科学大学道場 (第2道場)	全面利用 (4/4)	9,900 (4,950)	13,200 (6,600)	14,800 (7,400)	4,900 (2,450)	
	分割利用 (3/4)	7,420 (3,710)	9,900 (4,950)	11,100 (5,550)	3,670 (1,830)	
	分割利用 (2/4)	4,950 (2,470)	6,600 (3,300)	7,400 (3,700)	2,450 (1,220)	
	分割利用 (1/4)	2,470 (1,230)	3,300 (1,650)	3,700 (1,850)	1,220 (610)	
会 議 室		2,100	2,700	3,100	1,000	
研 修 室	全面利用 (4/4)	4,200	5,600	6,300	2,200	
	分割利用 (3/4)	3,150	4,200	4,720	1,650	
	分割利用 (2/4)	2,100	2,800	3,150	1,100	
	分割利用 (1/4)	1,050	1,400	1,570	550	
和 室	全面利用 (2/2)	1,700	2,300	2,600	930	
	分割利用 (1/2)	850	1,150	1,300	460	

2 共同利用の利用料金表

※ ()内は、障がい者(及びその介護者1名)の方の料金

区 分	利 用 料 (1 人 1 回 に つ き) (円)			備 考	
帝京科学大学道場 (第2道場)	一 般	310 (150)		1 「1回」とは、帝京科学大学道場を利用する場合にあっては9時から12時まで、13時から17時まで、又は18時から21時までの間の利用をいい、トレーニング室を利用する場合にあっては、9時から21時までの間の利用をいう。 2 障がい者が利用する場合は定額の2分の1の額とする。なお、介護者については障がい者1名あたり1名は無料とする。	
	高校生以下 及び 60歳以上	150 (70)			
トレーニング室		1 回	回数券(11枚)	定期券(3ヶ月)	3 回数券によってトレーニング室を利用する場合の回数券1冊(11枚つづり)の額は、1人1回の額の10倍に相当する額とする。 4 定期券によってトレーニング室を利用する場合の定期券の額は、1人1回の額の18倍に相当する額とし、有効期間は3ヶ月とする。
	一 般	460 (230)	4,600 (2,300)	8,280 (4,140)	
	中・高校生 及び 60歳以上	230 (110)	2,300 (1,100)	4,140 (1,980)	

3 附属施設の利用料金表

区 分	利 用 料 (円)		備 考
電光得点掲示器	1対につき	3,100	1 持ち込み電気器具コンセントを利用する場合の1キロワットとは、持ち込み電気器具の定格消費電力量の1キロワットをいい、当該定格消費電力量の合計量に1キロワットに満たない端数があるときは、これを1キロワットとする。 2 利用時間に1時間に満たない端数がある場合は、これを1時間とする。 3 営業行為に利用する場合は、左欄に掲げるそれぞれの額の2倍に相当する額とする。 4 大型映像装置を高校生以下が利用する場合は、左欄に掲げる額の2分の1の額とする。
得点板	1対につき	210	
タイマー	1台につき	510	
持ち込み電気器具コンセント	1キロワットにつき	260	
持ち込み電気器具コンセント (録音器具を持ち込む場合)	持ち込み器具一式につき	2,100	
持ち込み電気器具コンセント (録画器具を持ち込む場合)	持ち込み器具一式につき	3,100	
持ち込み電気器具コンセント (ミキシングセットを持ち込む場合)	持ち込み器具一式につき	5,100	
大型映像装置	1時間につき	4,600	
冷暖房設備 (グローリー道場)	1時間につき	10,300	
冷暖房設備 (帝京科学大学道場)	1時間につき	全面利用 (4/4)	
		分割利用 (3/4)	4,650
		分割利用 (2/4)	3,100
		分割利用 (1/4)	1,550

兵庫県立武道館

〒670-0971 姫路市西延末504番地(姫路市手柄山中央公園内)

TEL 079-292-8210 FAX 079-292-9210

MAIL budokan@hyogokenritsu-budokan.jp

URL <http://www.hyogokenritsu-budokan.jp>